

緊急雇用創出事業

事業の概要

○地域の雇用失業情勢が厳しい中で、離職を余儀なくされた方の一時的な雇用機会を創出するため、都道府県に対して「緊急雇用創出事業臨時特例交付金」を交付し、これに基づく基金を造成。

○都道府県・市町村は、平成23年度分までの各年度ごとの事業配分を判断しながら雇用創出が図られる事業計画を立案し、雇用情勢に弾力的・機動的に対応。

○都道府県・市町村は、民間企業等に事業委託し、当該受託者が求職者を新たに雇い入れることにより雇用を創出（地方公共団体による事業の直接実施も可）。

基金対象期間 ▶ 平成23年度末まで

事業の規模 ▶ 4,500億円（一般会計）

1,500億円は20年度2次補正予算による措置
3,000億円は21年度補正予算により拡充

事業実施の要件 ▶ 事業費に占める新規に雇用される失業者の人件費割合は1/2以上

雇用・就業期間 ▶ 原則6ヶ月以内。更新1回可。

事業の流れ

